

## ふれあいいいきサロン活動奨励金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、おおむね自治会又は町内会の小地域（以下、「小地域」という。）における高齢者等の閉じこもり防止と、住民参加による支え合い活動の促進を図るため、社会福祉法人 早島町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が提唱するふれあいいいきサロン活動（以下、「サロン活動」という。）の普及に向けて奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （サロン活動の趣旨）

第2条 本会が提唱するサロン活動は、「ふれあいを通して仲間づくりの輪を拡げ、また、小地域内の情報交換の場として高齢者等の不安や悩みの解消を図り、もって介護予防や日常的な声かけなど気配りができる支え合いの土壌づくりに資すること」を趣旨とし、その活動は、「住民である参加者と協力者が創意と工夫をもって主体的に協働する自由な活動」とする。

### （交付金対象活動）

第3条 奨励の対象となるサロン活動は、次の各号に該当するものとする。

- （1）小地域内を範囲に、高齢者等を中心とした1回の参加者がおおむね5人以上の活動とする。
- （2）参加対象は、小地域で一人暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者等（以下、「参加者」という。）とする。
- （3）開催回数は、おおむね年6回以上とする。
- （4）開催場所は、原則として小地域内の集会所や公園など、気兼ねなく過ごせる場所とする。
- （5）運営費用として、参加費等の自主財源を確保していること。
- （6）活動内容は、参加者と協力者が協働で企画する自由な内容とする。

### （交付対象とならない活動）

第4条 次に各号に掲げる活動は、奨励金の交付対象としないものとする。

- （1）自助的な特定の趣味活動やサークル活動
- （2）本会の他の助成（福祉ボランティアグループや福祉当事者団体）や公的機関の助成を受け活動している団体が、その活動の一環として行うサロン活動
- （3）政治的または営利的、宗教的な活動

### （交付対象）

第5条 奨励金の交付対象は、サロン活動の趣旨に賛同し、当該小地域の住民グループとする。

### （奨励金額及び交付期限）

第6条 奨励金の交付は、本会の事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎とし、5年間を限度として、次の各号に掲げる額を予算の範囲内で支給する。

- （1）おおむね月1回以上のサロン活動に対し、20,000円を支給する。
  - （2）おおむね年6回以上のサロン活動に対し、10,000円を支給する。
- 2 年度途中で活動を開始する場合は、半期毎の支給とする。

3 交付期限について、年度途中で5年を超える場合は、5年を超える半期までの支給とする。

(交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする協力者は、奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、活動開始前に本会会長(以下、「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 活動実施計画書(様式第1号の2)
- (2) サービス協力者名簿(様式第1号の3)
- (3) サービス利用者名簿(様式第1号の4)

(交付決定及び通知)

第8条 会長は、奨励金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適正であると認めるときは、助成金決定通知書(様式第2号)により速やかに交付の決定を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 協力者は、当該年度の活動が完了したときは、活動実績報告(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、活動完了後速やかに会長に提出しなければならない。

- (1) 活動状況報告書(様式第3号の2)
- (2) 収支決算書(様式第3号の3)

(実績審査)

第10条 会長は、前条の規定による活動実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その実施状況が交付基準と適合しない場合、奨励金の一部または全額を返還させることができる。

2 年度途中で活動を中止または停止した場合は半期ごとの清算とし、奨励金の半額を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。また、平成18年6月1日施行のふれあいいきいきサロン事業奨励金交付要綱は、平成23年3月31日をもって廃止する。なお、奨励金の交付期限については、従前の例による。